

経 第 842 号
令和3年1月28日

各関係団体の長 様

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(千葉県知事 鈴木 栄治)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の周知徹底について (依頼)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
千葉県においては、令和3年1月7日の緊急事態宣言を受け、特措法第24条第9項に基づき、事業者の皆様に対し別添のとおり要請したところです。

現在、感染状況は依然として高い水準にあり、医療提供体制についても逼迫した状況が続いています。

つきましては、別添要請の内容について、貴団体の会員に改めて周知いただくとともに、食事中には会話をしないこと、会話をする際にはマスクを着用することなど、職場等における感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（抜粋）

令和3年1月7日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部報道発表

③ 県内全域の事業者等の皆様へ

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン*等の感染防止対策を実践してください。

* 業種別のガイドラインは内閣官房のホームページに掲載されています。

* 業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。